



宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月16日 (月曜日) 第 2675 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示		頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1		
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1		
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 1		
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2		
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2		
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2		
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3		
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3		
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (3 件) …………… (水産政策課) 3		

○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 4	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (“) 4	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 5	
○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 5	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 5	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 5	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 9	
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 9	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 9	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 9	

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 10	

告 示

宮崎県告示第 176号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ニチケアセンター延岡 訪問看護ステーション	延岡市古城町 4 丁目 1 40 番地	平成27年 2 月 1 日

宮崎県告示第 177号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社鶴 鶴	西臼杵郡高千穂町大字 押方1303番地 3	デイサービス 喜楽館	西臼杵郡高千穂町大字 押方 941 番地 1	平成27年 3 月 1 日
有限会社鶴 鶴	西臼杵郡高千穂町大字 押方1303番地 3	ヘルパーステーション あんず	西臼杵郡高千穂町大字 押方 941 番地 1	平成27年 3 月 1 日

宮崎県告示第 178号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社鶴 鶴	西臼杵郡高	居宅介護支	西臼杵郡高	平成27年

鶴	千穂町大字 押方1303番 地3	援事業所か わせみ	千穂町大字 押方 941番 地1	3月1日
---	------------------------	--------------	------------------------	------

宮崎県告示第 179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅サ ー ビ ス 業 者		指定居宅サ ー ビ ス 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4560390165	ニチイケアセン ター延岡 訪問看護 ステーション	宮崎県延岡市古城 町4丁目140番地	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	平成27年2月1日	訪問看護
4560390165	ニチイケアセン ター延岡 訪問看護 ステーション	宮崎県延岡市古城 町4丁目140番地	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神 田駿河台二丁目9 番地	平成27年2月1日	居宅療養管理指 導
4570800641	通所介護アクティ ブセンター	宮崎県西都市右松 2503番地1	株式会社プラス・ ワン	宮崎県宮崎市佐土 原町東上那珂6410 番地2	平成27年2月1日	通所介護
4570500928	デイサービス へ いわ	宮崎県小林市野尻 町東麓2558-9	有限会社大浦	宮崎県小林市野尻 町東麓2561-1	平成27年2月2日	通所介護
4570601247	デイサービスげん き	宮崎県日向市曾根 町3丁目190番地	合同会社ホーム原 町	宮崎県日向市原町 二丁目4番6号	平成27年2月9日	通所介護
4570302374	株式会社九州ケア ナビ 延岡営業所	宮崎県延岡市川原 崎町276-1	株式会社九州ケア ナビ	宮崎県宮崎市瓜生 野115番地	平成27年2月12日	福祉用具貸与
4570302374	株式会社九州ケア ナビ 延岡営業所	宮崎県延岡市川原 崎町276-1	株式会社九州ケア ナビ	宮崎県宮崎市瓜生 野115番地	平成27年2月12日	特定福祉用具販 売
4570203531	デイサービスセン ターわらいの村	宮崎県都城市豊満 町1440番地1	有限会社あかつき	宮崎県都城市志比 田町5777番地9	平成27年2月18日	通所介護
4570203549	デイサービスセン ターあさひ	宮崎県都城市太郎 坊町1905-2	株式会社あさひ	宮崎県都城市志比 田町4717番地1	平成27年2月24日	通所介護

宮崎県告示第 180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅介 護 支 援 業 者		指定居宅介 護 支 援 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570203515	プラン工房 匠	宮崎県都城市吉尾 町6215番地	株式会社ことひら	宮崎県都城市吉尾 町6215番地	平成27年2月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定介 護 予 防 サ ー ビ ス 業 者		指定介 護 予 防 サ ー ビ ス 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		

宮 崎 県 公 報

平成 27 年 3 月 16 日（月曜日） 第 2675 号

4560390165	ニチイケアセンター延岡訪問看護ステーション	宮崎県延岡市古城町4丁目140番地	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成27年2月1日	介護予防訪問看護
4560390165	ニチイケアセンター延岡訪問看護ステーション	宮崎県延岡市古城町4丁目140番地	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成27年2月1日	介護予防居宅療養管理指導
4570800641	通所介護アクティブセンター	宮崎県西都市右松2503番地1	株式会社プラス・ワン	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂6410番地2	平成27年2月1日	介護予防通所介護
4570500928	デイサービス へいわ	宮崎県小林市野尻町東麓2558-9	有限会社大浦	宮崎県小林市野尻町東麓2561-1	平成27年2月2日	介護予防通所介護
4570601247	デイサービスげんき	宮崎県日向市曾根町3丁目190番地	合同会社ホーム原町	宮崎県日向市原町二丁目4番6号	平成27年2月9日	介護予防通所介護
4570302374	株式会社九州ケアナビ 延岡営業所	宮崎県延岡市川原崎町276-1	株式会社九州ケアナビ	宮崎県宮崎市瓜生野115番地	平成27年2月12日	介護予防福祉用具貸与
4570302374	株式会社九州ケアナビ 延岡営業所	宮崎県延岡市川原崎町276-1	株式会社九州ケアナビ	宮崎県宮崎市瓜生野115番地	平成27年2月12日	特定介護予防福祉用具販売
4570203531	デイサービスセンターわらいの村	宮崎県都城市豊満町1440番地1	有限会社あかつき	宮崎県都城市志比田町5777番地9	平成27年2月18日	介護予防通所介護
4570203549	デイサービスセンターあさひ	宮崎県都城市太郎坊町1905-2	株式会社あさひ	宮崎県都城市志比田町4717番地1	平成27年2月24日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571700725	訪問介護サービスきらら	宮崎県都城市高崎町江平2348番地10	特定非営利活動法人ふるさと・きらら	宮崎県都城市高崎町前田5217番地	平成27年2月10日	訪問介護
4570201964	デイサービス みんなの家	宮崎県都城市高崎町江平2348番地10	特定非営利活動法人ふるさと・きらら	宮崎県都城市高崎町前田5217番地	平成27年2月10日	通所介護

宮崎県告示第 183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570201964	デイサービス みんなの家	宮崎県都城市高崎町江平2348番地10	特定非営利活動法人ふるさと・きらら	宮崎県都城市高崎町前田5217番地	平成27年2月10日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 184号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）

第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると

認めた。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 2 月 2 日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 和田 實 東臼杵郡門川町 浜田 秀一
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型定置漁業

宮崎県告示第 185号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 2 月 2 日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 有限会社 共漁水産 宮崎市 矢部 廣一
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	小型まき網漁業、小型定置漁業及び機船船びき網漁業

宮崎県告示第 186号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成27年 2 月 2 日
発起人の住所及び氏名	宮崎市

	高城 洋一 宮崎市 中島 清一
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	旧内海漁業協同組合の地区の者が営む 小型漁船漁業

宮崎県告示第 187号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月16日から平成27年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木協線	東諸県郡国 富町大字木協 字前田28 18番 2 地先 から同郡同 町同大字同 字2792番 2 地先まで	13.4～ 28.4	200.7

宮崎県告示第 188号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月16日から平成27年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字ロクロ 1481番10地 先から同郡 同村同大字 字石原1625 番49地先ま で	旧	5.1 ～ 59.3	1968.7
					8.8 ～ 80.5	1495.5
				新	8.8 ～ 48.2	1506.1

宮崎県告示第 189号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月16日から平成27年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
226	県道	土々呂日向線	延岡市土々呂町五丁目2877番4から東臼杵郡門川町大字加草字船越1番1地先まで	旧	5.0 ～ 8.8	236.0
				新	5.3 ～ 40.4	236.0

宮崎県告示第 190号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月16日から平成27年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂日向線	延岡市土々呂町五丁目2877番4から東臼杵郡門川町大字加草字船越1番1地先まで	平成27年 3 月16日

宮崎県告示第 191号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月16日から平成27年 3 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

355	県道	旭村木脇線	東諸県郡国富町大字木脇字前田2818番2地先から同郡同町同大字同字2792番2地先まで	平成27年 3 月16日
-----	----	-------	---	--------------

宮崎県告示第 192号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成22年宮崎県告示第 207号による日向延岡新産業都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画公園事業
5・5・1号 お倉ヶ浜総合公園
- 3 事業施行期間
平成15年11月13日から平成31年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

宮崎県告示第 193号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要（メートル）		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林) 26-6	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武寛	小林市細野字八反4535番3	6.02 ～ 6.20	56.01	平成27年 2 月 25日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>イオンモール都城駅前 都城市栄町4672番地 外34筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一 (変更後) イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 株式会社良品計画 代表取締役 金井政明 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号 株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一 宮崎市港東一丁目7番1号 株式会社パレモ 代表取締役 小田保則 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 代表取締役 土居健人 東京都大田区平和島六丁目1番1号 株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治 宮崎市恒久6137-57 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48番地14号 株式会社トナミ 代表取締役 湊道男 都城市千町4871番地8 株式会社ツツミ 代表取締役 堤征二 埼玉県蕨市中央四丁目24番26号 株式会社ジーフット 代表取締役 松井博史 愛知県名古屋市中種区今池三丁目4番10号 田中書店株式会社 代表取締役 田中義久 都城市中原町19街区3号 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 株式会社アルベン 代表取締役 水野泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 イオンベットの株式会社 代表取締役 豆鞆亮二 東京都中央区新川二丁目24番2号 株式会社プラスハート 代表取締役 松尾正司 大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号 愛眼株式会社 代表取締役 下條三千夫 大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号 株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生 福岡県福岡市中央区大宮一丁目2番9号 株式会社アイジーエー 代表取締役 五十嵐義和 福井県越前市矢放町十三丁目8番9号 株式会社カワシマ・ゴールド 代表取締役 横田光夫 静岡県浜松市中区西丘町 276番地の5 株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行 鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号</p>	<p>株式会社谷呉服店 代表取締役 谷もと子 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号 株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀蔵 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1 有限会社山牟田商店 代表取締役 山牟田光宏 宮崎市霧島五丁目16番地4 株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘 佐賀県佐賀市唐人一丁目5番44号 株式会社ビスク 代表取締役 豊村政人 福岡県福岡市中央区今泉1-16-20ヒュセツビル 株式会社谷弥 代表取締役 谷弥壽彦 福岡県直方市神正町3番32号 株式会社イタリアントマト 代表取締役 遠藤勝利 東京都港区赤坂九丁目6番24号 株式会社麦の穂 代表取締役 今泉智幸 大阪府大阪市北区西天満三丁目13番20号 株式会社夢や 代表取締役 安藤恵美子 香川県高松市朝日新町17番20号 株式会社プラザクリエイティブイメージング 代表取締役 大島康広 東京都中央区晴海一丁目8番10号 株式会社ビューティブランニング 代表取締役 堀内勇作 都城市都北町5515番地1 有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子 都城市中町13街区1号 有限会社花久 代表取締役 久富木多華子 都城市牟田町5-5 株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史 都城市上町14街区2号 キンバレー株式会社 代表取締役 岩坪謙吉 東京都新宿区住吉町8番12号 有限会社フレンドシップパートナーズ 代表取締役 兼光善明 大分県別府市青山町8番5号 株式会社コックス 代表取締役 吉竹英典 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典 愛知県名古屋市中区東区上社一丁目901番地 地球文化屋株式会社 代表取締役 秋田泰史 福岡県福岡市東区多の津二丁目6番4号 株式会社サンライズトレーディング 代表取締役 小池賢二 宮崎市大塚台西三丁目29番11号 株式会社ハイブリット販売 代表取締役 鍋田陽二 福岡県宗像市東郷一丁目9番20号 株式会社クローズアップ・ソノヤ 代表取締役 森崎郁夫 大分県中津市新博多町1723番地の1 株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷</p>
---	---

洋二
東京都杉並区西荻北2-28-7
株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝
東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治
茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
島村楽器株式会社 代表取締役 廣瀬利明
東京都江戸川区平井六丁目37番3号
株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司
福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号
小島弘(ベンガル)
都城市大岩田町5594番地4
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司
東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社アートヴィレッチ 代表取締役 赤池輝子
東京都墨田区石原四丁目15番4号
株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗
島根県松江市玉湯町玉造 325番地
福重勝久(ゴンゼレス)
鹿児島県霧島市国分福島一丁目26番23号
株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
株式会社チュチュアンナ 代表取締役 上田利昭
大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号
株式会社パレモ 代表取締役 小田保則
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社マルシェ 代表取締役 石井仁
東京都江東区大島四丁目6番1号ダイエー大島店
5階
株式会社F・O・インターナショナル 代表取締役
小野行由
兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目4番1号
クレアーズ日本株式会社 代表取締役 山口義貴
東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号
株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作
福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号
株式会社サンリオ 代表取締役 辻信太郎
東京都品川区大崎一丁目11番1号
南榮観光株式会社 代表取締役 石神憲一
都城市栄町18号5番
株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田
稔夫
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号
株式会社三愛 代表取締役 村上清治
東京都渋谷区代々木四丁目33番10号トーションビル
4階
株式会社チチカカ 代表取締役 木南仁志
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番3号新横
浜第一竹生ビル4階
株式会社ベベ 代表取締役 岡本吉史
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目2番5号
株式会社レナウン 代表取締役 北畑稔
東京都品川区西五反田八丁目8番20号

株式会社キング 代表取締役 山田幸雄
京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番1
株式会社クボ 代表取締役 久保光史
福岡県福岡市中央区天神二丁目9-113
有限会社ライフ 代表取締役 末松輝章
大分県宇佐市大字南宇佐2167の6
(変更後)株式会社ダイエー 代表取締役社長 近澤靖英
兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
株式会社良品計画 代表取締役 金井政明
東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社テヅカ 代表取締役 手塚剛一
宮崎市港東一丁目7番1号
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会
社 代表取締役社長 土居健人
東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディ
ング5・6階
株式会社バルバージョン 代表取締役 井上治
宮崎市恒久6137-57
株式会社東京デリカ 代表取締役会長 木山茂年
東京都葛飾区新小岩一丁目48番地14号
株式会社トナミ 代表取締役 湊道男
都城市千町4871番地8
株式会社ツツミ 代表取締役会長 堤征二
埼玉県蕨市中央四丁目24番26号
株式会社ジーフット 代表取締役会長 松井博史
愛知県名古屋千種区今池三丁目4番10号
田中書店株式会社 代表取締役 田中義久
都城市中原町19街区3号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社アルペン 代表取締役社長 水野泰三
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
イオンベットの株式会社 代表取締役 小川明宏
千葉県市川市南八幡4-17-8
株式会社アステップ 代表取締役 犬伏和章
鹿児島県鹿児島市千日町4番1号
株式会社プラスハート 代表取締役 松尾正司
大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号
愛眼株式会社 代表取締役社長 下條三千夫
大阪府大阪市天王寺区大道四丁目9番12号
株式会社アイジーエー 代表取締役会長 五十嵐
義和
福井県越前市矢放町十三丁目8番9号
株式会社K-GOLDインターナショナル 代表
取締役 横田光夫
静岡県浜松市中区西丘町 276番地の5
株式会社キング 取締役社長 山田幸雄
東京都品川区西五反田2-14-9
株式会社輝幸 代表取締役 重久忠行
鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号
株式会社谷呉服店 代表取締役 谷もと子
福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号
株式会社ワールド 代表取締役社長 寺井秀蔵
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

有限会社山牟田商店 代表取締役 山牟田光宏
宮崎市霧島五丁目16番地 4

有限会社ライフ 代表取締役 末松輝章
大分県宇佐市大字南宇佐2167の 6

株式会社イタリアントマト 代表取締役会長 遠藤勝利
東京都品川区東品川 4-12-4 シーサイドフォレストオーバルガーデン 2 階

株式会社アドバンス 代表取締役 柗崎庄二
小林市細野 288-1

株式会社夢や 代表取締役社長 安藤恵美子
香川県高松市松縄町1004-1

株式会社クボ 代表取締役 久保光史
福岡県福岡市中央区天神二丁目 9-113

有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子
都城市中町13街区 1 号

有限会社花久 代表取締役 久富木多華子
都城市牟田町 5-5

株式会社トミヤ 代表取締役 野口博史
都城市上町14街区 2 号

キンバレー株式会社 代表取締役 岩坪謙吉
東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 5 階

有限会社上村石油商会 代表取締役 上村勝久
都城市安久町6028番地

株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番 7 号

株式会社三愛 代表取締役社長 村上清治
東京都渋谷区代々木四丁目33番10号トーシンビル 4 階

株式会社サンライズトレーディング 代表取締役 小池賢二
宮崎市大塚台西三丁目29番11号

株式会社ゴンゼレス 代表取締役 福重勝久
鹿児島県霧島市国分福島二丁目2281番地 1

株式会社クローズアップ・ソノヤ 代表取締役社長 宅島祥夫
大分県中津市新博多町1723番地の 1

株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役社長 大野緑太郎
東京都中央区京橋 1-11-2 八重洲M I Dビル 6 階

株式会社ニコル 代表取締役 木野村尚孝
東京都渋谷区東一丁目32番12号

株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治
茨城県つくば市吾妻一丁目11番 1

島村楽器株式会社 代表取締役会長 島村元紹
東京都江戸川区平井六丁目37番 3 号

株式会社ベスト電器 代表取締役 小野浩司
福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番33号
小島弘 (ベンガル)
都城市中町 8-6

株式会社チチカカ 代表取締役 木南仁志

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 2 番 3 号新横浜第一竹生ビル 4 階

株式会社アートヴィレッジ 代表取締役社長 赤池輝子
東京都墨田区石原四丁目15番 4 号

株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗
島根県松江市玉湯町玉造 325番地

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の 1

株式会社チュチュアンナ 代表取締役 上田利昭
大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目 3 番 1 号

株式会社パレモ 代表取締役 小田保則
愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

株式会社ベベ 代表取締役 岡本吉史
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 2 番 5 号

株式会社 F・O・インターナショナル 代表取締役 小野行由
兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目 4 番 1 号

クレアーズ日本株式会社 代表取締役社長 山口義貴
東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番11号

株式会社キャンパス 代表取締役社長 山本長作
福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号

株式会社サンリオ 代表取締役社長 辻信太郎
東京都品川区大崎一丁目11番 1 号

テレニシ株式会社 代表取締役 辻野秀信
大阪府大阪市中央区城見一丁目 2 番27号クリスタルタワー14階

4 変更の年月日

平成27年 2 月 1 日

5 変更した理由

建物設置者の代表者交代、小売業者の代表者交代及び出退店のため

6 届出年月日

平成27年 2 月23日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年 3 月16日から平成27年 7 月16日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年 3 月16日から平成27年 7 月16日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、住吉地区県営土地改良事業(宮崎市、畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

2 縦覧期間

平成27年3月16日から平成27年4月13日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農政部農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 処分をした年月日

平成27年3月5日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

日南開発有限会社

宮崎県日南市吾田東9-2-1

宮崎県知事許可(般・特-24)第1744号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

大迫 貴司

4 処分の内容

平成27年3月20日から平成27年4月3日までの15日間、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているものの営業停止を命じる。

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類

するものをいう。

5 処分の原因となった事実

日南開発有限会社は、宮崎県の入札参加資格確認申請において、内容を改ざんした書類を入札参加資格確認資料として提出した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

えびの市

2 都市計画の種類及び名称

えびの都市計画道路

3・5・10号 宮崎水俣線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県小林土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成27年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字樺山字塚原4140番12	都城市栄町27号2番地1 株式会社グリーン商事

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成27年3月2日現在次のとおりである。

平成27年3月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,416人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分

の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,096 人

宮崎県選挙管理委員会告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあっては、その 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあっては、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成 27 年 3 月 2 日現在次のとおりである。

平成 27 年 3 月 16 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,484 人
都城市選挙区	45,523 人
延岡市選挙区	35,157 人
日南市選挙区	15,684 人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	15,962 人
日向市選挙区	17,039 人
串間市選挙区	5,611 人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,142 人
えびの市選挙区	5,898 人
北諸県郡選挙区	6,735 人
東諸県郡選挙区	7,766 人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,635 人
東臼杵郡選挙区	8,214 人
西臼杵郡選挙区	6,075 人